

総務委員会 報告資料

令和7年8月19日

報告事項件名	頁
1 「あだち協創フロント」の設置について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 官民共創事業「逆プロポ」への応募及び採択された事業の実施について・・・	5
3 会議録の作成等に関する基準の検討について・・・・・・・・・・・・・・・・	9
4 令和7年度以降の広聴制度の運用変更について・・・・・・・・・・・・・・・・	11
5 個人情報を取り扱う業務委託の実地検査の結果について・・・・・・・・	14
6 コミュニティ創出に向けた竹の塚エリアの取組状況について・・・・・・・・	18

(政策経営部)

総務委員会報告資料

令和7年8月19日

件名	「あだち協創フロント」の設置について
所管部課名	政策経営部 政策経営課、あだち未来創造室 SDGs・協創推進課
内容	<p>官民共創を推進するため、行政と民間、民間と民間をつなぐ協創のプラットフォームとして「あだち協創フロント（以下、「協創フロント」という。）」を設置するので、下記のとおり報告する。</p> <p>1 目的</p> <p>人口減少や少子・超高齢社会の進行を見据え、限られた資源の中で行政運営を行えるように、公共私相互間の協力関係を構築していく必要がある。このため、協創のプラットフォームとなる仕組みとして「協創フロント」を設置し、地域課題解決・地域活性化を推進していく。</p> <p>2 協創フロントの概要（別紙1参照）</p> <p>(1) 協創フロントの窓口は、政策経営課及びSDGs・協創推進課で担う（課・係の新設等は伴わない）。</p> <p>(2) 各部署は協創フロントを通じて民間のアイデアによって解決したい課題を区ホームページでオープンに提示する。</p> <p>(3) 民間サイドは協創フロントを通じて提示された課題に対する解決策や自らの資源を使って実証実験したいアイデア等を区に提案する。</p> <p>(4) 協創フロントは、各部署と民間サイドをつなぐハブの役割を果たし、民間のアイデアや技術を取り入れた課題解決を支援していく。</p> <p>3 設置日</p> <p>令和7年8月20日（水）</p> <p>4 提案を募集する課題（予定）</p> <p>(1) 刑法犯認知件数の減少</p> <p>(2) 防災DXの推進</p> <p>(3) 不登校児童・生徒の学習意欲向上</p> <p>※ 課題は随時追加・更新していく。</p> <p>5 今後の方針</p> <p>(1) 各部署へ民間のアイデアによって解決したい課題を調査のう</p>

	<p>え、協創フロントを通じてオープンに提案を募集する。</p> <p>(2) 民間サイドから提案があった際には、政策経営課が課題解決へ向けた対話の場の設定等のコーディネートを行う。</p> <p>(3) 地域・コミュニティづくりに関する分野については、SDGs・協創推進課へ共有し、提案内容の実施について検討を行う。</p> <p>(4) 周知については、区ホームページやSNS、プレスリリースのほか、東京都のスタートアップ支援事業者と連携を図るなど、多くの企業に参加いただけるよう工夫していく。</p>
--	---

「あだち協創フロント」の設置



- 2025年8月20日、各部署と民間をつなぐ「ハブ」となる「あだち協創フロント」を設置。
- アイデアがほしい部署、実証フィールドがほしい企業、やりたいことを抱える人等をつなぐことが目的。
- 各部署は「あだち協創フロント」を通じて民間企業から解決したい課題に対するアイデアを募集できる。



総務委員会報告資料

令和7年8月19日

件名	官民共創事業「逆プロポ」への応募及び採択された事業の実施について
所管部課名	政策経営部 政策経営課、あだち未来創造室 SDGs・協創推進課 エリアデザイン推進室 エリアデザイン計画担当課
内容	<p>官民共創を推進するための取組の一つとして、株式会社ソーシャル・エックス（官民共創のソーシャルビジネスサービスを提供する企業。以下、「ソーシャル・エックス」という。）が提供するサービス「逆プロポ」を通じて、民間企業との共同事業に関する提案を行い、採択されたので報告する。</p> <p>1 今回の事業スキーム</p> <p>ソーシャル・エックスと三菱UFJフィナンシャル・グループが連携し、「MUFJ 推しごとクラウドファンディング」として、必要経費について自治体が「ガバメントクラウドファンディング※」で調達し、企業に提供することとしている。なお、「All-in 型」で実施するため、目標額に到達しない場合は、事業者負担または規模を縮小して実施する予定としている。</p> <p>※ ガバメントクラウドファンディング 地方自治体がプロジェクト実行者としてインターネットを介して世の中に呼びかけ、共感した人から資金を募る仕組みのこと。</p> <div data-bbox="376 1339 1382 1805" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>【イメージ図】 今回の事業スキーム</p> <pre> graph LR A[居住自治体] -- ⑤ 税控除 --> B[寄附者] B -- ② 寄附 (歳入予算) --> C[足立区] C -- ① 連携 --> D[企業] C -- ③ 事業資金 (歳出予算) --> D D -- ④ 事業報告等 --> B </pre> </div> <p>2 「逆プロポ」の概要</p> <p>企業が関心のある社会課題を提示し、それに対して自治体が課題解決のための企画やアイデアを提案するソーシャル・エックスのサービス。</p> <p>(1) 募集するのは、社会課題を解決したい「企業」</p>

- (2) 応募するのは、その企業と課題解決に取り組みたい「自治体」
- (3) 「逆プロポ」では、資金提供するのは原則として「企業」

3 事業目的及び採択された事業

(1) 株式会社S l o w F a s tとの連携事業及び目的

ア 事業目的

子ども靴のレンタルサービスを起点に、エシカル消費やCO₂排出削減を進め、事業利益から次の社会課題解決へつなげていく。

イ 事業内容（別紙1参照）

履かなくなった子ども靴を回収し、レンタルサービスを提供。レンタルに適しないものは販売し、利益の一部を「あだち子どもの未来応援基金」へ寄附する。

(2) URBANIX株式会社との連携事業

ア 事業目的

「都市のポテンシャル」を可視化し、地域・コミュニティ・まちづくりや地域の魅力発信を加速させる。

イ 事業内容（別紙2参照）

竹の塚地域のデータを収集・解析し、まちづくり・地域づくりに活用する。

4 スケジュール（予定）

年月	内容
令和7年7月	採択事業の決定
令和7年9月	補正予算（歳出・歳入）計上
※ 以下は補正予算可決の場合に実施	
令和7年10月	協定書締結
令和7年10月～ 令和7年12月	ガバメントクラウドファンディング ※ 募集金額については精査中
令和7年10月～	事業開始（実証実験）
～令和8年3月	URBANIX株式会社との事業終了
～令和8年8月	株式会社S l o w F a s tとの事業終了

5 今後の方針

- (1) 連携事業のためのガバメントクラウドファンディングを実施するにあたり、寄附額を受け入れ、連携事業者を提供するための補正予算を計上する（募集金額については精査中）。
- (2) 補正予算をお認めいただいた場合は、ガバメントクラウドファンディングを実施し、連携事業者と実証実験を進める。
- (3) 事業の進捗状況については、総務委員会へ報告を行う。

株式会社SlowFastとの連携事業

子ども※靴のレンタルサービスを起点に、※ 1~6歳程度
 エシカル消費やCO₂排出削減を進め、次の社会課題解決へつなげる。



- (1) 区施設に設置した「子ども靴回収ボックス」で履かなくなった靴を回収する。
 ※ 通常は、個人から宅配便（着払い）で靴の寄附を受付している。
- (2) 子ども靴の回収コストが低下した分で、区民向けに割引クーポンを発行する。
- (3) 回収した子ども靴のうち、レンタルに適しないものを区のイベントで販売する。
- (4) 区のイベントで販売した子ども靴の利益の一部を「あだち子どもの未来応援基金」へ寄附する。
- (5) 寄附を「子どもの貧困対策」の解決に役立てることで、次の社会課題解決につなげる。

【抱える課題】

小さな子どもは成長が早く、靴はすぐにサイズが変わってしまうので履けなくなってしまう。履けなくなった靴の約7割が処分されていると言われており、廃棄時にはCO₂も発生する。まだ履けるのに処分されている子ども靴の廃棄処分問題を解決し、循環型社会実現を目指す。



株式会社 SlowFast

サイズアウトした子ども靴を全国から送料無料で寄附を受付。自社でメンテナンスを行なったのち、月額制のレンタルサービスとして次の子どもたちにつなげる事業「Kutoon」を展開する。

【所在地】東京都墨田区石原4-13-9-1F

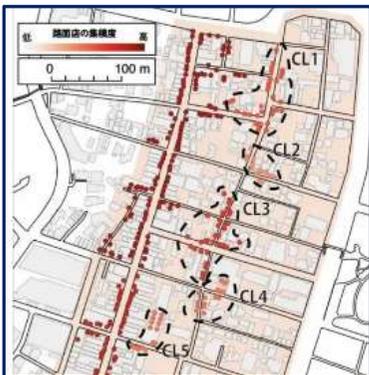
【設立】2021年5月

Kutoon 

URBANIX株式会社との連携事業

都市のポテンシャルを可視化し、
地域・コミュニティ・まちづくりや地域の魅力発信を加速させる。

- (1) 竹ノ塚駅周辺の都市に関するデータをもとに、都市・地域特性や隠れた可能性を可視化する。
- (2) 可視化されたデータから、地域の魅力・可能性をテーマにしたワークショップを開催し、地域・コミュニティづくりを進める。
- (3) 竹ノ塚駅周辺地域の隠れた魅力などを対外的に発信し、地域活性化につなげていく。
 <例> 竹ノ塚駅周辺が出店・創業に適した場所ということが示せれば、そのことを対外的に発信し、店舗・企業誘致を進める。
- (4) 人の流れやまちの特性からパブリックスペースの活用等について検討する。



路面店の集積度を可視化

【抱える課題】

多くのエリアにはまだ活用されていない土地・物件が多くあるが、その潜在的な価値が適切に可視化・活用されていないことが多い。
 また、不動産会社や地権者、店舗事業者、投資家等が、投資判断や事業開発の指針となるような知見・情報へのアクセスが限られている。

URBANIX 株式会社

「都市を、創造の舞台に。」をビジョンに掲げる都市デザイン・戦略策定を行う九州大学発スタートアップ。定性的な魅力と定量的な都市データを統合した「まちの可能性」を可視化し、地域と共創する仕組みを構築する。

【所在地】 福岡県福岡市中央区天神二丁目
 3番10号 天神パインクレスト719号
 【設立】 2023年9月



総務委員会報告資料

令和7年8月19日

件名	会議録の作成等に関する基準の検討について
所管部課名	政策経営部 政策経営課
内容	<p>区が開催する会議の会議録の作成等に関する基準の改訂を行っている。現在の検討状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 目的 会議の公開や会議録作成等に関する基準を定めることで、行政運営の透明性向上を図るとともに、情報共有の正確性や業務の継続性を確保する。</p> <p>2 会議録の作成基準【検討案】（詳細は別紙1参照） (1) 附属機関及び区職員以外の構成員を含む会議体等の会議は原則公開（ただし、「足立区審議会等の設置及び運営に関する指針」に定める非公開事由に該当する場合を除く）とし、会議録は全文筆記とする。 (2) 区職員のみで構成する会議体等の会議は、会議ごとに公開・非公開を判断し、会議録は要点筆記や会議要旨の作成でも可とする。</p> <p>3 音声データの取扱い【検討案】 会議録作成のための音声データの取扱いについては、会議録が正式な記録となるため、破棄することができる規定とする。</p> <p>4 適用予定日 令和8年4月1日 ※ 新たに音声の文字起こしソフト等の導入を行うことを検討しているため、翌年度4月1日からの適用を予定している。</p> <p>5 今後の方針 会議録作成の正確性と業務負担のバランスを見極めながら、引き続き検討を進める。</p>

■ ルール

- 1 会議の公開・非公開、会議録作成のレベルは下表のとおり。
- 2 会議録の作成にあたっては、会議の種類や重要度に応じて適切な方法を選択する。
選択にあたっては、下表を原則とし、あらかじめ会議に諮り、又は会議の長と協議のうえ、決定する。
- 3 会議録の内容について、出席者の承認を経たうえで、会議の長又はあらかじめ指名する出席者の確認を得る。ただし、会議において別段の承認方法を定めたときは、その定めによる。
- 4 上記にかかわらず、区職員のみでの会議において、会議の長が出席者の承認手続が必要でないと認めたときは、承認手続を省略することができる。

（会議体の種類及び取扱い）

対象となる会議の種類	会議	例	会議録	
	公開・非公開		作成方法	公開・非公開
附属機関の会議	公開（原則）	都市計画審議会	会議録（全文筆記）	公開
	非公開 （※1の非公開事由に該当）	あだち子どもの未来 応援基金審査会		非公開（※2）
規則、要綱等により設置された会議体その他の 機関であり、 <u>区職員以外の構成員を含む会議</u>	公開（原則）	孤立ゼロプロジェクト 推進連絡会	会議録（全文筆記）	公開
	非公開 （※1の非公開事由に該当）	特別養護老人ホーム 入所検討委員会		非公開（※2）
規則、要綱等により設置された会議体その他の 機関であり、 <u>区職員のみが構成員となる会議</u>	会議ごとに判断	熱中症対策調整会議	会議録（要点筆記）、会議 要旨を明らかにする書面又 は会議録（全文筆記）	会議ごとに判断

※1 当該会議の内容に次の各号のいずれかに該当する情報が含まれる場合を除き、公開するものとする（足立区審議会等の設置及び運営に関する指針）。

■ 会議の非公開事由

- 1 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の情報により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの
- 2 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- 3 区の機関、国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は当該事業の性質上、当該事務又は当該事業の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるもの
- 4 法令の規定又は当区が従う義務を有する国等の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報
- 5 その他審議会等において、公にすることが不適当と認める情報

※2 情報開示請求で開示できる範囲については、議案の審議に必要な範囲で資料とすることができる。

総務委員会報告資料

令和7年8月19日

件名	令和7年度以降の広聴制度の運用変更について								
所管部課名	政策経営部 政策経営課、 <u>区政情報課</u>								
内容	<p>広聴制度及びパブリックコメント制度の運用変更について、下記のとおり報告する。</p> <p>1 区政モニター・世論調査（小規模調査）</p> <p>(1) 制度概要</p> <p>ア 区政モニター (ア) 任期 年間（9月～翌年8月末、再任は1回まで） (イ) 定員 200人</p> <p>イ 世論調査（小規模調査） 区政モニターに加えて、無作為抽出した区民（最大1,000人）を対象とする調査。令和4年度から区政モニターアンケートに代えて実施している。</p> <p>(2) 変更内容 下記理由により、今年度限りで区政モニター及び世論調査（小規模調査）を終了することとした。 なお、これまでの実施状況及び今年度の予定は表1のとおり。</p> <p>ア モニター制度は応募制であることから、年齢層や居住地域等に偏りが生じやすく、客観的・網羅的に意見を把握するには限界があった。</p> <p>イ オンラインアンケートや対話型ワークショップなど、代替手段が拡充し、多様な区民参画手法が用いられるようになったため、制度の利用件数が年々減少している。</p> <p>(表1) 世論調査（小規模調査）の実施状況等</p> <table border="1" data-bbox="445 1563 1361 1834"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施状況等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>例年</td> <td>4件程度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>2件 【内訳】① プラスチック分別回収について ② 産業について</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>1件（予定）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 パブリックコメント</p> <p>(1) 制度概要 区の基本的な施策等を策定・改定する過程において、事前にその案を広く公表し、区民誰もが意見等を述べることができる機会を設</p>		実施状況等	例年	4件程度	令和6年度	2件 【内訳】① プラスチック分別回収について ② 産業について	令和7年度	1件（予定）
	実施状況等								
例年	4件程度								
令和6年度	2件 【内訳】① プラスチック分別回収について ② 産業について								
令和7年度	1件（予定）								

け、それに対する区の考え方を公表する一連の手続。

(2) 変更内容

「足立区パブリックコメント実施要綱」に基づき、実施有無を各所管課で判断していたが、判断基準を統一化するため、実施判断に関するフロー（別紙1参照）を作成するとともに、庁議で実施予定案件を共有し、各部署の認識の統一と事例の積み重ねを図ることとした。

3 今後の方針

- (1) 「区政に関する世論調査」は継続しつつ、各所管で事業目的に合わせた調査を実施し、政策形成におけるエビデンスの重層化を図る。
- (2) 各所管課でパブリックコメント実施の判断が異なることがないよう、適切な運用と情報共有を図っていく。

1 条例・計画等の影響度をチェック！

- (1) 区の総合的な施策に関する計画又は指針の策定及び重要な改定
「基本構想」「基本計画」といった区政全般に係る計画や指針等
- (2) 各行政分野の施策の基本方針又は基本的な事項を定める計画の策定及び重要な改定
「教育振興ビジョン」「環境基本計画」などの分野別計画
 ※ 実施事業を列挙したのみのもの（アクションプランなど）は該当しない。
- (3) 区の基本理念、基本方針、基本的な事項を定める条例又は区民に義務を課し、若しくは権利を制限する条例の制定及び重要な改正
 - ① 区の基本理念・基本方針・基本的な事項を定める条例：「自治基本条例」「災害対策条例」など
 - ② 区民に義務を課し、若しくは権利を制限する条例：地方自治法第 14 条第 2 項に基づく、広く区民等に対する規制を定める条例：「客引き行為等の防止に関する条例」「公契約条例」など※ (1)～(3)のいずれも、行政内部にのみ適用されるものは該当しない。

すべての条例・計画等

(1)～(3)に該当する場合は、原則として「パブリックコメント必要」

2 パブリックコメント手続の必要性をチェック！

- (1) 迅速性又は緊急性を要するもの
緊急迅速な意思決定が必要であり、あらかじめ案を公表して意見を求めることが困難なもの
- (2) 地方自治法に規定する附属機関その他これに準ずるものが、パブリックコメントに準ずる手続を経て報告、答申等を行い、当該報告、答申等を受けて実施機関が施策等を策定する場合
- (3) 地方自治法第 7 4 条第 1 項の規定による直接請求に基づく条例の制定又は改廃を議会に提出する場合
- (4) 地方税若しくは保険料の賦課徴収又は分担金、使用料、手数料等の徴収に関する条例の制定、廃止又は改正に係る場合
- (5) 他の法令の制定又は改廃に伴い、条例の規定整備を行う場合
政策等の内容に直接影響のない、字句の修正、条項ずれへの対応など、規定の整備に関するもの
- (6) 実施機関の裁量の余地が少ないと認められる条例の制定、廃止又は改正を行う場合
法令の定める基準に従うものや施行の細目を委任されているにすぎないもの
- (7) 軽微な変更と認められる場合
基本的な事項の改正を伴わないものや上位法令・上位計画の変更に伴う表現変更をするもの
- (8) 法令又は条例等の規定に基づき、パブリックコメント手続に相当する手続を実施するもの
法定縦覧手続など、案の公表と区民の意見提出が定められているもの
- (9) その他計画等の性質上パブリックコメント手続に適さないもの
一部の地域に適用される計画等であって、住民説明会などで区民が意見を述べる機会を提供しているものなど

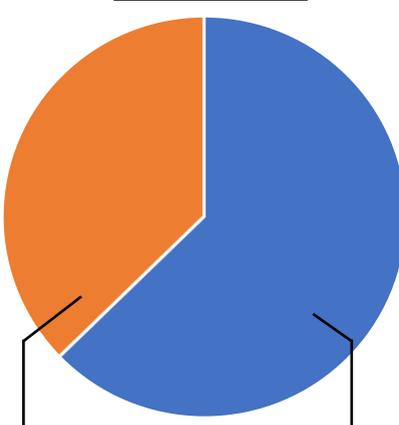
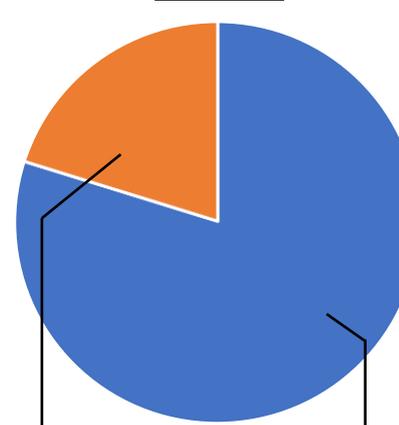
ただし、(1)～(9)に該当する場合

パブリックコメント不要

※ 区民への影響が直接的かつ重大な案件だと考えられる案件については、チェック①・②の結果、「パブリックコメント不要」となる場合でも、実施することについて慎重に検討をしてください。

総務委員会報告資料

令和7年8月19日

件名	個人情報を取り扱う業務委託の実地検査の結果について
所管部課名	政策経営部 区政情報課
内容	<p>令和6年度に行われた個人情報を取り扱う業務委託について、実地検査の結果を報告する。</p> <p>1 概要</p> <p>令和5年10月に判明した受託事業者（NTTマーケティングアクトProCX）による個人情報の流出をきっかけに、毎年、個人情報を取り扱う業務委託の総数及び実地検査の実施状況について、全庁調査を行っている。</p> <p>業務委託における作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について確認し、必要かつ適切な措置を講じるため、実地検査を確実に実施していく。</p> <p>2 結果</p> <p>(1) 全体の件数</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>【令和5年度】</p> <p><u>1,030件</u></p>  <p>実施していない (384件/37%) 実施した (646件/63%)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【令和6年度】</p> <p><u>996件</u></p>  <p>実施していない (201件/20%) 実施した (795件/80%)</p> </div> </div> <p>ア 全体の件数は、34件減少し、<u>996件</u>となった。</p> <p>イ 実地検査を実施した割合は17ポイント増加し、<u>80%</u>となった。</p>

(2) 実施したもの (795件/全体の80%) の内訳

理 由		件 数	令和5年度 (参考)
委託先に赴いて検査をしたもの		728	619
代替措置として、書面等による検査を行ったもの		67	27
1	事業所が複数あるため	16	3
2	セキュリティ上の理由等で立入りが困難なため	15	15
3	定期的に外部監査を受けているため	5	1
4	日程の調整が困難であったため	4	8
5	その他(代表の課がまとめて実地検査を行った、個人情報の持ち帰りができない等)	27	0
合 計		795	646

(3) 実施していないもの (201件/全体の20%) の内訳

理 由		件 数	令和5年度 (参考)
今後、実地検査を行っていくもの		24	163
1	日程を調整中のため(令和7年4月以降に実施予定)	18	25
2	改定前の約款別紙による契約であるため	3	134
3	委託事業を区施設内で行っているため	3	4
実地検査の必要が無い/行わないことが妥当なもの		117	171
4	個人情報の取扱実績や事業所への持ち帰りができないため	94	89
5	受託者との協議のうえ実地検査を行わないとしたため(弁護士顧問契約等)	18	15
6	契約履行期間が終了したため	3	62
7	人材派遣契約であるため	2	5
書面による検査等、代替措置の検討が必要なもの		60	50
8	セキュリティ上の理由等で立入りが困難なため	22	12
9	受託者事業所が遠方のため	12	7
10	都、23区代表等が締結する委託契約であるため	9	9
11	附合契約等で約款別紙の添付がないため	8	10
12	その他(法令に基づく委任であるため、日程の調整ができず業務委託が終了したため等)	9	12
合 計		201	384

3 区政情報課、情報システム課職員による実地検査同行

(1) 令和6年度の同行検査結果

スポーツ振興課、課税課、親子支援課、学童保育課が所管する5件の委託先等への実地検査に同行し、所管課への助言及び受託者の安全管理措置の確認を行った。

(2) 令和7年度の同行検査

ア 総務課文書係が4月に実施した、廃棄文書の溶解処理等を行う業務委託に、区政情報課職員が同行し、適切な安全管理措置が講じられていることを実地で確認した。

イ 個人情報保護評価委員会（PPAC）の評価案件や指定管理などから選定し、年間5～6件程度の同行検査を行う。

4 今後の進め方

(1) 書面による検査等、代替措置の検討が必要なものについて、所管課にヒアリングを実施し、代替措置による検査を行うことができるように支援していく。

(2) 効果的な実地検査の方法や、受託者の安全管理措置上の課題に対する対応策を庶務担当課長会や職員掲示板で全庁に共有し、実地検査による安全管理措置の確認の精度を高めていく。

5 実地検査の根拠規定等（別紙1参照）

(1) 「個人情報の保護に関する法律」 第66条

(2) 「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド」
4-8-9 (3)

(3) 「個人情報に係る契約約款別紙」 第24条第2項

1 個人情報の保護に関する法律

【第66条】

行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。
 - 一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
 - 二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務
 - 三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
 - 四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
 - 五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

2 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

【4-8-9 個人情報の取扱いの委託（3）】

保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認する。

3 個人情報に係る契約約款別紙

【第24条第2項】

- 2 発注者は、原則1年に一度、受注者の事務所及び実際に業務を遂行している場所に立ち入り、遵守状況及び書類の物件を検査することができる。ただし、発注者が、立ち入ることが困難であると認める場合には、立入りに変わる手段により物件の検査をすることができる。

総務委員会報告資料

令和7年8月19日

件名	コミュニティ創出に向けた竹の塚エリアの取組状況について																								
所管部課名	あだち未来創造室 SDGs・協創推進課																								
内容	<p>竹の塚エリアに、人々の「やってみたい」の活動拠点を検討しており、昨年度から継続してニーズ調査を行っている。その進捗状況を以下のとおり報告する。</p> <p>1 タケノツカ交流会の実施結果</p> <p>(1) 概要 竹の塚に関心のある方が集まり、自分の得意なことや好きなことを生かした拠点を活用したアイデアを考える。</p> <p>(2) 開催日時 令和7年7月17日(木)・23日(水) 16時～18時</p> <p>(3) 参加者 各日15名</p> <p>(4) 属性 ア 年代 30代4名、40代14名、50代9名、60代3名 イ 職業 会社員・個人事業主・エステティシャン・ケアマネージャー・運動指導者・保育士・木工製作など ウ 竹の塚との関わり (ア) 以前竹の塚エリアと関わりがあった 1名 (イ) 住んだ経験はないが竹の塚エリアに関心がある 4名 (ウ) 竹の塚エリアで暮らし始めて数年 3名 (エ) 竹の塚エリアに長年住んでいる 22名</p> <p>(5) 出たアイデアの一例</p> <table border="1" data-bbox="424 1518 1417 2123"> <thead> <tr> <th></th> <th>アイデア</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>竹の塚体操をつくる</td> <td>大人数で体操をする。他エリアへ展開させたい。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>音楽セッション</td> <td>様々な楽器が置いてあり、自由に弾いて良い。訪れた人が自由にセッションしていく。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>タケ音フェス</td> <td>酒×食×音楽×ダンスを合わせたフェス</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>くつろぎシアター</td> <td>大型スクリーンを用意し、大勢で食事をしながら映画を見る。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>ウォーターバトル</td> <td>水鉄砲で居住エリア対抗戦をする。</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>タケノツカ名画座</td> <td>館長おすすめの昔の映画を流す。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>ライブキッチン</td> <td>飲食店の方に目の前で調理してもらう。</td> </tr> </tbody> </table>		アイデア	内容	1	竹の塚体操をつくる	大人数で体操をする。他エリアへ展開させたい。	2	音楽セッション	様々な楽器が置いてあり、自由に弾いて良い。訪れた人が自由にセッションしていく。	3	タケ音フェス	酒×食×音楽×ダンスを合わせたフェス	4	くつろぎシアター	大型スクリーンを用意し、大勢で食事をしながら映画を見る。	5	ウォーターバトル	水鉄砲で居住エリア対抗戦をする。	6	タケノツカ名画座	館長おすすめの昔の映画を流す。	7	ライブキッチン	飲食店の方に目の前で調理してもらう。
	アイデア	内容																							
1	竹の塚体操をつくる	大人数で体操をする。他エリアへ展開させたい。																							
2	音楽セッション	様々な楽器が置いてあり、自由に弾いて良い。訪れた人が自由にセッションしていく。																							
3	タケ音フェス	酒×食×音楽×ダンスを合わせたフェス																							
4	くつろぎシアター	大型スクリーンを用意し、大勢で食事をしながら映画を見る。																							
5	ウォーターバトル	水鉄砲で居住エリア対抗戦をする。																							
6	タケノツカ名画座	館長おすすめの昔の映画を流す。																							
7	ライブキッチン	飲食店の方に目の前で調理してもらう。																							

(6) 参加者からの感想（一部抜粋）

ア 竹の塚の未来に想いを馳せる楽しい会で、新しい繋がりもできて嬉しかった。自分はアイデアを具体的なかたちにするのも好きなので、アイデアを実現する次のステップのような会があれば参加してみたい。

イ 楽しい人達が繋がって、楽しい町になると嬉しいです。またの企画お待ちしております。

ウ めちゃくちゃ期待してます！

エ 竹の塚を盛り上げたい！

2 学生や飲食店等への個別ヒアリングから見えてきたこと

(1) 拠点を目指す声がある

ア 「1日も早く設置してほしい」という声がある。

イ 綾瀬の次に竹の塚に拠点ができることを楽しみにしている。

(2) 思っていた以上に「やってみたい」という方がいる

ア 竹の塚ソングを作って披露したい、イラストの個展を開きたい、ハワイアンキルトの教室を開きたいなど、「こんなことやってみたい」と積極的に声をかけていただける。

イ 本格的な開業の前に、キッチントレーラーを活用して経験を積みたいという方もいる。

(3) 取組に協力したいと声をかけてくれる人がいる

ア 自身の SNS で取組を発信していただけたら、地域の活動者を紹介していただける。

3 今後の方針

(1) 拠点機能は、暫定的活用かつ鉄道高架下の建築制限（機能・コスト面）を考慮してトレーラーハウスを検討している。また、交流会や個別ヒアリングを通じて、食をテーマにした拠点機能を望む声が多数あるため、キッチントレーラーの導入も検討する。

(2) 拠点整備に必要な経費に関しては、9月補正予算の計上に向けて、準備を進める。